

江東区女性福祉資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について

1 江東区女性福祉資金貸付金について

女性の経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉の増進に寄与することを目的として貸し付けが行われてきたが、他の貸付制度により需要が賄えるようになったことから、平成28年度をもって廃止となった。

令和8年3月末現在の滞納件数は34件、滞納金額は14,535千円となっている。

2 弁護士事務所への委託について

「江東区私債権の管理に関する条例（平成27年4月1日施行）」に基づき、滞納案件について適切な処理を実施するため、債権の回収及び滞納整理業務について、専門性のある弁護士事務所への委託を実施している。

3 返還請求に関する民事訴訟の提起について

(1) 訴訟提起債権一覧（2件）

番号	借受人の状況	保証人の状況	資金の種類	貸付金額	訴訟物の価格	貸付期間又は貸付日
1	死亡	生存	転宅資金	260,000円	253,196円	H12.9.5
2	死亡	生存	修学資金	1,404,000円	1,075,200円	H5.4~H8.3
合計				1,664,000円	1,328,396円	

(2) 訴訟当事者等

原告 江東区

被告 保証人

(3) 訴えの要旨

江東区と借受人との間において女性福祉資金の貸付契約を締結し、保証人は本件契約に基づく借受人の区に対する債務について保証する旨の契約を締結した。

借受人及び保証人は貸し付けた女性福祉資金の一部を返還しておらず、区からの再三にわたる督促にもかかわらず返還に応じなかった。

2件ともに借受人が死亡していることから、保証人に対し貸付元金、利子および延滞利子を支払うことを求める訴えを提起する。